［削る］

2～5　［略］

［削る］

（環境管理推進室及び国際資源循環管理官）

**第二十六条の二**　資源循環経済課に、環境管理推進室及び国際資源循環管理官一人を置く。

一　経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する調査及び指導に関すること。

二　経済産業省の所掌に係る事業の環境影響に関する調査及び指導に関すること。

三　経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関すること。

五　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関すること。

六　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。

七　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関すること（輸出移動書類及び輸入移動書類（同法第九条第一項に規定する輸入移動書類をいう。第八項において同じ。）に関すること並びに越境移動管理官の所掌に属するものを除く。）。

八　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

3　環境指導室に、室長を置く。

4～7　［略］

8　越境移動管理官は、命を受けて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関すること（輸出移動書類及び輸入移動書類に関することを除く。）のうち特定事項を処理する。

［新設］

2　環境管理推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する調査及び事業者等が行う取組の推進に関すること。

二　経済産業省の所掌に係る事業の環境影響に関する調査及び分析に関すること。

三　経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する調査及び事業者等が行う取組の推進に関すること。

四　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関すること。

五　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。

六　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

3　環境管理推進室に、室長を置く。

4　国際資源循環管理官は、命を受けて、資源循環経済課の所掌事務に係る国際関係事務に関することのうち特定事項を処理する。

（政策企画官、企画官及び業務管理官）

**第三百四十七条**　長官官房に、政策企画官一人、企画官五人及び業務管理官一人を置く。

2～4　［略］

（中小企業金融検査室）

**第三百四十七条の二**　総務課に、中小企業金融検査室を置く。

2　中小企業金融検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（政策企画官、企画官及び業務管理官）

**第三百四十七条**　長官官房に、政策企画官一人、企画官六人及び業務管理官一人を置く。

2～4　［略］

［新設］